

**認定放送持株会社制度の12地域特例の枠内で
規制を緩和することについて
(第7回会合資料の補足)**

平成25年5月15日

総務省 放送政策課

目次

1.	第7回会合における議論	3
2.	基本的考え方	4
3.	12地域特例の枠内で規制を緩和することについて	5
4.	今後の取扱いについて	7

1. 第7回会合における議論

【第7回会合／事務局説明資料の記述】

4. 現在既に生じている経営上の課題

(1) 議決権保有比率規制（放送対象地域が異なる場合）

- 地方経済の低迷に伴うローカル局の株主による株式の放出に対し、放送事業者の株主にふさわしい出資者を安定的に確保する観点から、認定放送持株会社制度の「12」地域特例の枠内で、33.33333%から50%までの議決権保有を可能とすることが適当ではないか。

【構成員の主な意見・議論】

- ローカル局の株主の動向に対する措置としてどこまで議決権の保有を認めるかということと、認定放送持株会社においてどの程度までのグループ化なら地域性への影響が許容できるのかということは、本来は別の問題ではないか。当面の事態に対応するためのいわば応急措置としては事務局整理のとおりでよいが、本来の考え方の筋道はきちんと整理しておく必要がある。
- 最終的には異論はないが、見る人によっては、玉虫色というかわかりにくいのではないか。
- 規制を緩和することで得られるメリットと懸念すべき事項を抽出した上で、得られるメリット、すなわちローカル局の経営の安定化を目指すことが放送政策のためには良いのだという整理をきちんとした上で、「12地域特例」の範囲で行うことを打ち出したいと思う。

2. 基本的考え方

基本的な考え方として、

- (a) 支配に該当するか否か(マス排原則における支配関係の定義)
 - (b) 支配に該当する場合に、どこまで(複数)支配してよいか(マス排原則の特例)
- は、異なる問題。

例：たとえば5%の議決権の保有は支配に該当しない。(誰が何社に対しても可)



ラジオの4波特例や認定放送持株会社制度の12地域特例は、支配に該当するとした上で、特例として、4又は12までは支配して良い、とするもの。

- 上記(a)の「支配」の定義を緩和すること(例: 1/3以上→1/2超)は、マスメディア集中排除原則の理念・運用の根幹に関わるもの。
- 会社法上では、議決権保有比率が1/3を超えると、株主総会特別決議における拒否権を持ち、重要事項に関する意思決定に決定的な影響力を有するにも関わらず、放送法上では、同じ比率を「支配」に該当しないと整理することは妥当性などの観点から課題がある。



極めて慎重に取り扱うべきものと考える。

- 一方、上記(b)の「支配」に該当するとした上で、どこまで複数支配を許容するかという特例については、法益の比較衡量により判断していくもの。
- 具体的には、経営環境の変化や事業者の具体的なニーズを踏まえた規制緩和のメリットと、放送の多元性・多様性・地域性への影響とを比較衡量した上で、一定の要件の下で複数支配の特例を認めるもの。



33.3333%から50%までの議決権保有比率規制のあり方は、(a)の「支配」の定義の緩和ではなく、(b)のどこまでの特例を認めるかという観点から検討していくことが適当と考える。

【構成員の主な意見・議論】

- 議決権保有比率規制については、現状で1/3までは支配に当たらないとなっているが、独禁法では1/4かつ筆頭株主で実質子会社に該当することとなっており、経済法的な普通の考え方では、1/3の議決権を持っていて支配でないとはなかなか言えないように思う。
- 1/3に満たない場合でも筆頭株主であるケースの影響力は大きいだろう。中長期的には、1/4かつ筆頭株主といった基準にした方が望ましい気がする。引き替えに、12地域特例の範囲の方を広げるといった考え方もあると思う。ただし、これはまた大きな議論が必要になると思う。

3. 12地域特例の枠内で規制を緩和することについて①

認定放送持株会社制度導入時の整理(平成19年)

認定放送持株会社制度は、複数の基幹放送事業者を「子会社」(50%超の議決権保有)として有する持株会社形態を経営の選択肢とし、そのグループとしての一体的経営力を強化し、事業の効率化等を推進することを念頭に設けられた制度であるため、その傘下に置くことができる基幹放送事業者は、子会社に限定。

他方、「子会社」未満(平成19年当時は20%から50%まで)の議決権保有によって「支配」する形態は、他にも支配する者が存在し得るものであり、持株会社のグループ全体としての一体的経営力の強化に必ずしもつながらない場合があることから、このような形態については対象から見送り。

「支配」の基準の緩和とラジオの4波特例(平成23年6月)

- (1) 「支配」の基準を緩和(20%→33.3333%)
- (2) ラジオについては、認定放送持株会社を活用しなくても、かつ、放送対象地域が重複するか否かを問わず、4波までの支配を可能化(2波までは実績あり。)

本調査研究会ヒアリング(平成25年3~4月)

事業者から、切迫した経営上の課題として次の2点が提示。

- (i) 平成23年の「支配」の基準の緩和を受けて、上限(33.3333%)近くまでローカル局の議決権を保有している事例が既に6つある。
- (ii) ローカル局の株式の引き受け手を地元で確保することが困難となり、認定放送持株会社に引き受けを依頼せざるを得ない状況が生じている。



本来は、現行規制のさらなる緩和の可否は、経営環境の変化や事業者のニーズを踏まえつつ、多元性・多様性・地域性への影響とを比較衡量した上で検討していくべき課題。

ヒアリングにおいて、上記のような経営上の課題が浮き彫りになったことから、

- ① 認定放送持株会社の12地域特例では、元々50%超の出資を認めていること
- ② より影響の小さい50%以下の出資を認めたとしても、比較衡量に当たり、多元性・多様性・地域性に対する影響が相対的に軽微であること
- ③ しかも、12地域特例は活用実績がないこと

を踏まえて、認定放送持株会社制度の位置づけを、子会社化に至らない(現状になるべく近い)形でのより緩やかなグループ経営の形態も可能とするものとして再整理することを念頭に、12地域特例の枠内で、33.3333%から50%までの議決権保有を認める「特例」を打ち出したもの。

3. 12地域特例の枠内で規制を緩和することについて②

【構成員の主な意見・議論】 (1) 今般の措置について

- 事務局整理は、ローカル局の株主の動向や多元性・多様性・地域性への影響も踏まえ、一定の歯止めとして、12の枠を活用しつつ、少し様子を見ていこうという趣旨と理解している。
- 当面、コンサバティブに考えていく必要がある。例外はできるだけ限定的にという考え方からいくと、12地域特例の枠の中というのは重要なポイントと思う。
- 今は1/3から1/2の間は持てないので、そこを持てるようにするということ、ローカル局の大株主が株を放出した場合、引き取り手が1/3を超えて持てるようにしたいというニーズに対して、その突破口を作るという意味では規制緩和になることは理解。

【構成員の主な意見・議論】 (2) 長期的検討のあり方について

- テレビについては、情報技術の多様化、社会ニーズの変化を踏まえて長期的には考える必要があると思うが、ラジオほどには切迫した状況になく、また、現行制度も活かされていない状態なので、なかなかまだ結論を出しにくいと思う。
- 1/3に満たない場合でも筆頭株主であるケースの影響力は大きいだろう。中長期的には、1/4かつ筆頭株主といった基準にした方が望ましい気がする。引き替えに、12地域特例の範囲の方を広げるという考え方もあると思う。ただし、これはまた大きな議論が必要になると思う。
- 今全く使われていない12地域特例がどのようになっていくのかといった、短期的な課題を解決した後に中長期的に考えるべき課題があり、タイムスパンを分けて見る必要がある。

4. 今後の取扱いについて

今回の規制緩和について、今後パブコメ等の結果、今般の措置(案)への具体的なニーズがないことが明らかとなった場合には、今般提示した特例措置の実施は見送ることとし、規制緩和の適否について慎重に検討する、という扱いにすることもあり得るもの。

【構成員の主な意見・議論】(1)ニーズについて

- 結論的には、事務局整理でよいと思うが、(1/3から1/2の範囲の議決権を保有することで)12地域特例の枠を使ってしまうことについては、事業者からパブコメで何らかの意見が出てくるのかもしれない。そこを知りたい。
- 現行制度では12地域まで1/2超の保有ができるが、規制緩和後に1/3~1/2の保有がいくつか行われれば、結果的に、1/2超の保有に使える数が「12」から「11」、「10」、「9」と減ってしまう。持株会社の経営戦略にもよるが、これについて当事者がどう受け止めるのかは興味のあるところ。
- 現に今、1/2超での12地域特例の活用が皆無ということなので、「12地域特例」の枠内という方向性を打ち出したときにどれだけのニーズがあるのか、意見をいただいた上で、この方向で取りまとめができればよい。

【構成員の主な意見・議論】(2)長期的検討の必要性について

- 一旦規制緩和を行うと、それが現状になってしまい、後から再規制することは非常に難しい。そこは慎重に考えていく必要がある。
- 議決権保有比率に係る規制の緩和は非常に大きな論点で、理論的にも詰めなければならない。